

神石小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめに対する基本認識

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

本校のすべての教職員は「いじめは重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに「どの学級でも、どの子どもにも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」という認識をもち、教職員一人ひとりが豊かな人権感覚やいじめを見抜く力を身につけ、児童が互いの人権・人格を尊重しあえる学びの場の形成に尽力する。また、いじめには「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたりおもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬふりをする）」を含めたいじめの四層構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にはいじめを促進してしまうことになることを理解し、いじめの防止に向けて、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」を作らないことをめざし、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と子どもに寄り添った粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。
- (5) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を通して、豊かな人権感覚を育む。また、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもが安心して過ごせる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、相談しやすい環境をつくる。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障がいに関する教員研修の充実を図る。

- (7)いじめ相談体制の整備・点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (8)地域や関係諸機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (9)授業では、学習についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくりに向けて、改善・工夫を図る。
- (10)子どもは、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツ、読書やおしゃべり、相談することが、ストレスの解消につながることを、保健指導や教育相談、特別活動を通して学習する。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。そのために常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的（学期毎等）に点検し、振り返りや整理をして改善充実を図る。

- (1)定期的に「いじめ対応チェックリスト」を活用する。
- (2)定期的に「ともだちアンケート」や教育相談を実施する。
- (3)保護者と情報を共有する。
- (4)地域と日常的に連携する。

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行う。関係する子どもや保護者が納得する解消をめざし、再発防止に努める。

- (1)いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。いじめられている子どもを徹底して守り通し、被害の子どもの安全確保、心のケアを行う。
- (2)「いじめ防止対策委員会」にて直ちに情報を共有し、学校全体で組織的に対応する。
- (3)学校は事実に基づき、子どもや保護者に面談により説明責任を果たす。
- (4)いじめた子どもには、行為の悪をしっかりと理解させ、再発防止に継続的な指導を行う。
- (5)子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれのある場合は、早期に警察等に相談し、協力を求める。
- (6)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7)いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5 「人権委員会」の設置および校内研修の実施

定期的に「人権委員会」を開催し、いじめ防止に向けた取組についての点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じていじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。また、いじめを認知した場合には、校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、人権主任、養護教諭、学級担任を構成員とした「いじめ防止対策委員会」を設置する。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係する子どもから事情を聴き取るなど事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する情報を集約し、指導記録を作成・保存し、情報共有できる体制をとる。進級・進学に当たって、適切な引き継ぎも行う。
- (4) 必要に応じて、外部専門家等が参加しながら対応する。また、いじめ問題への対応として、校内研修を実施する。
- (5) いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできないものであることを理解し、いじめに係る行為が止んでいても、子どもの見守りと保護者への連絡を継続的に行い、被害児童が心身の苦痛を感じていないかを確認する。再発防止に向け、教職員は当該いじめ被害の子どもおよび加害の子どもを日常的に注意深く見守り続ける。（いじめが解消している状態とは、少なくとも3か月いじめに係る行為がやんでいること、被害の子どもがいじめ行為による心身の苦痛を感じていないという2つの要件を満たしていること。）

6 重大事態への対応について

上記の『4 早期解決に向けて・5 「人権委員会」の設置』を踏まえ、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、「いじめ防止対策委員会」が調査機関として事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

7 ネット上のトラブル対応について

- (1) 高学年対象にネットいじめ予防の取組を行い、ネット上のトラブルの未然防止に努める。
- (2) 保護者へ、ネット上のトラブルの未然防止についての理解を求める。
- (3) ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- (4) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに保護者連絡を行い削除を要請する。
- (5) 必要に応じて教育委員会に連絡する。
- (6) 子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) からかいや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた子どもの安全は十分に確保すること。
- (3) いじめを見ていた子どもに対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。(傍観者への対応)
- (4) いじめをはやしたてるなど同調していた子どもに対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)
- (5) いじめ対策基本方針は、学校の実態に合わせ必要に応じて見直しを図ること。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力